

○山田委員長

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

海保水道課長より発言を求められていますので、これを許します。

○海保水道課長

先日の決算審査特別委員会におきまして、まず、角議員よりご質問のございました管路の経年化率につきまして、お答えさせていただきます。

管路の総延長に対しまして、法定耐用年数40年を超えた管路延長、約48キロメートルの割合につきましては、約29パーセントとなっております。

次に、丸山議員よりご質問のございました、未納額等につきまして、お答えさせていただきます。

未納件数につきましては、延べ283件、未納額は201万4千480円となっております。以上です。

○山田委員長

議案第8号から議案第13号を一括議題とし、総括質疑を行い、討論、採決は分割したいと思います。ご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

最初に総括質疑を行います。質疑時間は、30分です。

最初に、桜田委員の質疑を許します。

○桜田委員

それでは、まず、財政運営についてお伺いをいたします。

予算の執行率の推移について、まず、お伺いをいたします。

○會嶋総務部参事

過去分といたしまして、平成27年度から歳出予算の執行率を申し上げますと、まず、平成27年度93.38、平成28年度93.76、平成29年度95.80、平成30年度88.71、令和元年度88.63となっております。

○桜田委員

今年も例えば、一般会計では88.6パーセントと検証済みでありますけれども、決算書をざっと見ていまして、約40項目の事業で執行率が問題かなと思う事業が見受けられました。そうした状況について、どのようにお考えかお伺いいたします。

○會嶋総務部参事

令和元年度の支出の状況を見ますと、まず、災害関係というのが多く目に付くところございまして、その中でも繰越しをしているものとかがございます。そういったものについては、不用額とはならないものの、執行の段階では使っていないという判断になりますので、当然、率は下がります。

それから、これは不用額のところでもご説明しておりますが、例えば件数など、見込みが年度末までには立たないものについては、年度末まで予算はそのまま引つ張ったままで置いておくということで、結果的に件数とかが満たない場合なんかは、そのまま不用額として残りますので、単純に執行率が下がるというようなことでございます。

それで、中でも執行率が低い理由ということで大きく考えられるのが、令和元年度で申し上げますと、災害復旧、先ほど申し上げた災害復旧が繰越してございますので不用額とはならない。それが執行率には加算されないということなので、これが約13億円程度ございますので、率にしますと5パーセント程度の率を占めるのかと。

それから、平成30年度から令和元年度へ繰越した分、これについては、契約をせずに繰越しておりますので、契約差金とか、そういったようなのが発生します。そうしますと、それが不用額として乗ってきますので、当然、執行率は下がると。この分がおおむねで約5億円程度見込んでいましたので、それが約2パーセント相当ということで、両方で7パーセントぐらいの率を占めますので、実際、88パーセントであったところを、こういった特別なものを加味しますと、例年どおり、95パーセントぐらいの話になるというように考えております。

○桜田委員

申し遅れましたけれども、この質問は、監査委員会が出した決算審査意見書、これをおおむね基にして質問をさせていただいております。

次に、経常収支比率の推移、これについてお伺いをいたします。

○會嶋総務部参事

こちら平成27年度から申し上げますと、平成27年度90.3、平成28年度92.8、平成29年度93.0、平成30年度と令和元年度が95.5と同じ率でございます。

○桜田委員

令和元年度は95.5ということでございまして、財政構造の硬直化、これが心配をされているわけですが、改善策についてはどのようなお考えがあるのでしょうか。

○會嶋総務部参事

現在のところは、投資的経費の部分が減少している中で、その反面で社会保障の関係が増えているということで、その結果として経常収支比率を押し上げたというふうなふうに考えられておりまして、これは、八街市に限らず、全国的には当然の傾向ではないかというふうには考えております。

それで、例えば、この経常収支比率が90パーセントを越えているということだけで、単純に財政が悪化しているのかというふうに言えば、一部のいろんな意見がありますけれども、そうではないのではないかと。そういったところで、八街市のように、財政力指数が低い団体ほど、経常収支比率が低くなれば、財政は逼迫するというふうに言われているのは、これは通例でございまして、ただ、交付税の内容とかも加味するところでは、財政力指数というところも、一応、団体の体力を図る1つのものになっております。

ですので、この経常収支比率だけを見て、単純に硬直化しているというふうな判断もすると

ころではございますが、これだけではないというところをまず申し上げておきます。

それから、今後の話と、将来の考え方ということでございますが、やはり経常的なものというのを削減していかなければならないというのは、常日頃から考えているところでございます。それに使えるものということで、やはり一般財源というところの確保というのを申し上げるしか、これはないので、これでせんだってでも交付税のお話をさせてもらいましたけれども、その一部として、やはり国から交付税というものを頂いて、それを一般財源化として使っているところでございますので、その辺も組織として国に臨時対策債というもので振り替えるのではなく、現金ベースで国から頂きたいものは頂くというようなところを常日頃から申し上げていっていただいて、小さい私たち団体とすれば、やはり市税、これを公平性からしっかりと確保していくというところと、あとは、八街市の場合は、少ないんですけども、財産というのがあります。それで、昨年度から資産経営というところで部署もこしらえておりますので、これからはそういったところを力を注ぐことによって、そういった財産の処分なり、利活用なりというところから財源を生み出していくというようなことを考えていかなければならないと思っています。

○桜田委員

昨年度、令和元年度も含めて、不用額が大分増えています。それで、今年、令和元年度の財政調整基金の方に4億6千万円ですか、繰り入れられていますけれども、執行率が下がったり、あるいは入札による差額金、こういうことで不用額が増えているのかなと思うんですけども、やはり不用額が上がるというのが、あまり私は好ましいことではないなと思うんですけども、その辺については、どのようにお考えですか。

○會嶋総務部参事

昨年度、令和元年度とその前年度、平成30年度、2か年については、やはり繰り越している部分というのが非常に大きくありまして、繰越しているもの、先ほど申しましたとおり、契約をして額が決まって繰り越すものではありませんので、やはり繰り越した翌年度で契約をし、不用額が出るかもしれない。そういったものは、その繰越した翌年度ですね、その段階では補正などはすることができません。ですので、余れば余りっぱなしという形で、それがそのまま不用額に加算されてしまうというような状況になります。

それで、せんだっての不用額の説明の中でも申し上げましたとおり、特に小・中学校の空調の関係ですとか、あと、プレミアムの関係ですとか、その辺のものを繰越した結果、不用額が発生しているというものがやはり5億、6億ということで占めておりますので、その点については、元年度について特別な事情があるというふうには考えております。

あとは、通常の方については、これも繰り返しになりますけれども、やはり年度末まで引っ張らなければ件数が確定しないというものの中にはございますので、それと、あとは、12月、年末辺りになってやっと目鼻がついたなというところで、補正するという手もあるんですけども、そこについては、やはり額の大きなものだけを減額しているような状況でございますので、あとは細かいものの積み上げが毎年、毎年、通常とまでは言いませんけれども、同じぐらいの額が不用額となってしまうというふうに考えています。

○桜田委員

次に、地方債残高の推移についてお伺いをいたします。

○會嶋総務部参事

市債の残高ということでいいですね。そうしますと、こちらは地方施策の成果の9ページ、ご覧いただいてもらうと分かるんですけども、ここに地方債年度末限度高及び借入額についてということで表示してございまして、例えば平成29年は、171億7千500万、平成30年が175億3千100万、元年度が181億8千800万ということになっております。

○桜田委員

次に、個別の事業の運営についてお伺いをいたします。

土木費の執行率、これは大変58.97パーセントと数字に一応はなっておりますけど、なぜこのような執行率にとどまったのか、お伺いいたします。

○市川建設部長

決算書の4ページ、5ページをお開きくださいませ。

令和元年度の歳出7款土木費につきましては、予算現額21億1千372万5千円に對しまして、支出済額は12億4千646万7千752円となり、執行率は委員がご指摘のとおり、58.97パーセントになりました。

この執行率の要因でございしますが、翌年度繰越額が土木費全体として、7億4千516万7千円の繰越明許をしたことによるものでございます。特に、こちらの中で大きいものとしたしましては、台風15号での被災住宅の一部被害を受けた方への支援、これについて繰越を明許した金額としては3億9千508万6千円というのが一番多くなっております。

また、道路改良費等につきましては、本年度3月に補正、国の社会資本交付金のほうが増額補正が認められたことから、3月補正で増額し、そのまま繰り越したものもございまして、この7億円となったものが主な要因となっております。

○桜田委員

次の都市計画税の中で、用途地域内の宅地、これが増加したことにより、増収につながっていると、こういうふうに書かれておりますけれども、当然、固定資産税も多少上がっています。また、皆様ご存じのように、最近、不動産業界が発行している賃貸住宅などへのアクセス、これは八街がトップとそんな報道もありますけれども、こうした状況をどのように判断をされているのか。お伺いします。

○市川建設部長

ご質問にありましたとおり、現在、本市におきましては、中央グラウンド周辺や八街駅周辺などでは、住宅分譲地が近年開発されておまして、一戸建て住宅が増加しているものと認識しております。

また、新聞報道などでご承知のとおり、住宅情報サイトを運営しております民間会社が駅ごとに集計いたしました1都3県にあります賃貸物件のコロナ禍での問合せ増加ランキングで八街が1位となっております。

しかしながら、本市の人口全体を見ますと、いまだ微減傾向が続いております。こちらにつきましては、本市における開発工事の状況や市の住民動向を引き続き注視してまいりながら調査研究に努めてまいりたいと考えております。

○桜田委員

分かりました。

次に、落花生問題ですが、質疑の中でも、いわゆる種子の配布、ずっと同じ金額でできましたけれども、来年度以降は検討したいというお話もありました。今、千葉市のほうでは、本当に市を挙げて落花生日本一という標語を八街から奪い取りたいと、こういうことで様々な施策を打っておりますけれども、市としてもやっぱり対応が必要であろうと思うんですけれども、来年度以降に向けてどのような施策を、もしあればお伺いします。

○黒崎経済環境部長

お答えいたします。令和元年度の決算の中でも説明させていただいておりますが、5款農林水産業費では、今言われました落花生の種子更新補助金を支出しており、今後も栽培面積の確保と品質向上を図るため、生産者に補助を続けてまいりたいと考えております。

また、6款商工費では、イベント等で使用するPR用落花生や、PR用グッズを購入し、市内外での特産品の販売やPRに活用したところでございます。

なお、八街市落花生の普及促進に関する条例では、市の役割といたしまして、「八街市産の落花生を普及促進するため、生産者等並びに市内外を含めた各種団体との連携を図り、イベントの実施その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする」となっておりますので、今後も各種団体と連携、協力をし、落花生まつりや産業まつりの開催や、他団体主催のイベントへ出向き、落花生の日本一の産地としての銘柄を保持し、普及を促進し、日本一おいしい落花生を目指して、さらなる努力に努めてまいり、本市で生産される落花生を積極的にPRすることにより、落花生の普及を促進し、本市の経済の活性化にも努めてまいりたいと考えております。

○桜田委員

よろしく願いをしたいと思います。

次に、水道事業の認定についてお伺いをいたします。

まず、業務実績でございますけれども、給水戸数が例年に比べると大幅に増えたなと思うんですけれども、143戸増えたとなっております。先ほども議論がありましたけれども、やはり用途地域内に住宅が建つようになってきたと、こういう状況が反映しているのかなと思いますが、その辺についての認識を伺います。

○海保水道課長

確かに給水戸数自体は、前年度と比べて増えております。こちらにつきましては、主にアパート等の開発行為によって戸数自体は増えているものと考えております。

しかしながら、給水人口につきましては、逆に減っている状況でございますので、なかなか難しい状況であると考えております。

○桜田委員

上水道事業、更新事業についてお伺いをしたいんですが、今年は管路延長１００メートルというふうになっていると思うんですが、例年、年に１キロ、約１億円の予算をかけて、古い管を取り替えていくんだと、そういう方針があったと思うんですが、令和元年度の当初の目標値はどうなっていましたか。

○海保水道課長

すみません。明確な何メートルという数字は今、持ち合わせていないのですけれども、今回、昨年度行った水管橋プラスその他の地域として、更新事業は予定しておりました。

しかしながら、台風等の影響もありまして、工事が遅れたこと、また調整池の改修工事、その他老朽施設が至急に工事をしなければならなかったことにより、そちらのほうを優先して工事したため、石綿管の更新工事の方が遅れてしまったということでご理解いただきたいと思います。

○桜田委員

まだ古い管が約５０キロメートルぐらい近く残っていると思うんですが、毎年１キロメートル更新しても５０年かかるわけですね。そうなっちゃうと、今新たに敷設した塩ビ管、これももう５０年後には更新しなきゃいけない時期になっちゃいますので、なるべく計画的に事業を進めていただきたいと、このことをお願いしておきます。

次に、上水道事業営業対策補助金についてお伺いをいたします。

これは決算書のほうに載っているわけですが、水道料金の高騰抑制をする、そういうために一般会計から営業対策補助金が出ています。一般家庭での水道料金、八街の場合は、全国的にも高い水準にあって、全国１千２７の事業者の中で８５５位という状況にあるんですね。家庭の皆さんも水道料金にはもう根を上げた。こういう声をよく聞くんですが、この補助金を割増してもらって、来年以降、水道料金の値下げは考えられないかどうか、お伺いをいたします。

○海保水道課長

営業対策補助金ですが、こちらにつきましては、八街市の水道料金が県の水道料金と比較しますと、極めて高いということ。給水単価に対して給水原価が逆ざやになっているところで、八街市上水道事業営業対策補助金の要綱によりまして、一般会計から繰入れをいただいているところでございまして、この繰入れをいただいたことにより、県のほうからも同程度の補助が頂けるということになっております。

しかしながら、この金額につきましては、まだまだ市の給水収益、水道料金が費用を賄うことが、これをプラスしても賄うことができませんので、現状では値下げというところは、なかなか難しいものであると考えております。

○桜田委員

最後に、市長にお伺いしたいんですが、平成２２年度ですか、北村市長が発足をしてから、財政調整基金については、１３億円ほどですか。地方債は２２億円ほど減少しております。

一方で、経常収支比率は９２．６から９５．５と、２．９パーセント上がっているわけですが、次年度以降の八街市の財政運営、八街市の経営について、どのようなお

考えがあるか、お伺いをしたいと思います。

○北村市長

先ほど財政担当から、るるお話がありましたとおりでございますけれども、令和元年度一般会計の状況でありまして、財政の健全度を図る指標の健全化判断比率は全て基準の範囲内でございました。

なお、将来の負担比率が増加していること、また、経常収支比率が高止まりしていることから、これらの各指標等に留意しつつ、今後も将来にわたり持続可能な財政運営に努力してまいりたいと考えております。

今後も各種財政指標、財政調整基金残高等々に留意しつつ、予算の編成を執行しなければならないと考えておりますが、令和元年度につきましては、全体として、収入に見合った支出により、適切な財政運営と本市の総合計画、8つの街づくりの下にバランスのよい街づくりに努めることができたと考えておりますし、今後もそういったことで、努力してまいりたいと考えております。

○桜田委員

ありがとうございました。これで私の総括質問を終わります。

○山田委員長

以上で桜田委員の質疑を終了します。

しばらくお待ちください。

次に、丸山委員の質疑を許します。

○丸山委員

それでは、私は大きく2点にわたって質問をいたします。

まず、子どもの貧困対策についてであります。厚生労働省は、今年7月に子どもの貧困率について、2019年国民生活基準調査結果を発表いたしました。子ども7人に一人、ひとり親では約半数が貧困状態にあり、前回調査と改善は見られず、児童のいる世帯の60.4パーセントが生活が苦しい、このように訴えております。

平成26年に子どもの貧困対策法が成立し、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもたちに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を推進するために、地方公共団体は、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するといったしました。

本市は、子ども・子育て支援事業計画で取り組んできましたが、令和元年度で第1期計画が終了いたしました。そこで、この間の取組についてお伺いするわけですが、本市では、具体的にどのような取組がされ、また、どのような成果があったのか、お伺いしたいと思います。

○関教育次長

お答えいたします。教育委員会では、子どもの貧困対策といたしましては、就学援助制度を行っております。これは、保護者の経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対して学用品の一部を援助する制度です。

最近では、新たに入学準備金や卒業アルバム代を支給経費に追加いたしました。また、国の

改正により、全体的な支給額を増加いたしました。

また、今年の小・中学校の臨時休校に伴いまして、準要保護世帯の負担軽減ということで、給食費を昼食支援費として支給いたしました。

以上でございます。

○丸山委員

教育委員会関係では、就学援助費の支給の内容の拡充をされたということなんですが、実際には、就学援助費は先ほども申し上げましたけれども、全国平均15.1パーセントよりはるかに下回る状況、そして、なかなか同じような状況が続いてしまっているという実態がございます。

そういった教育費関係なんですけれども、そのほか子どもの医療費等につきましては、18歳まで引上げ、他市に先駆けての取組で、子育て世帯から大変歓迎されていると。こういうことなんですが、今後も福祉、教育、全市を挙げての取組が求められるというふうに思います。

時間がないので次に行きますけれども、2番目に実効性のある取組をお願いしたいということで、昨年5年ぶりに、子どもの貧困対策の大綱の見直しがされたわけですが、法の目的として子どもの貧困の解消と共に、貧困状況にある子どものみならず、全ての子どもが心身共に健やかに成長できるための取組を求めています。

新たに令和2年度から始まった本市の子ども・子育て支援事業、どのように国の方針が盛り込まれているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○吉田市民部長

第2期子ども・子育て支援事業計画におきましては、本市の総合計画に掲げております「笑顔あふれる子育ての支援」の下、3つの基本方針を軸に策定をしております。

基本方針1といたしましては、「子ども自身の育ちを支えるまち」といたしまして、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育や保育の安定的な提供に努めること。

また、基本方針2といたしましては、「子育て家庭と親の育ちを支えるまち」といたしまして、行政だけでなく、市民ボランティア団体など、あらゆる団体や個人が地域活動の担い手となり、連携し合う仕組みづくりに努めること。また、全ての子育て家庭に対して、子育てに関する的確な情報や交流の場の提供を図るとともに、子育てをしている親が安心して働くことができるよう、保育サービス等の充実に努めること。

また、基本方針3といたしましては、「子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち」といたしまして、児童虐待の予防や早期発見、早期対応を図ることを目指しまして、児童虐待への社会的監視を高めるため、市民に対する啓発活動を推進するとともに、子どもに関わる機関での相談体制や連携の強化を図ること。

また、増加をしておりますひとり親家庭の支援を充実しまして、生活の安定と自立の促進に努めるとともに、家庭で養育が困難な子どもに対して、児童相談所やその他の関係機関が連携をして養育を支援する。社会的養育体制の整備を図るといったことを掲げております。

本市といたしましては、この3つの基本方針を軸といたしまして、子どもの権利を尊重するとともに、より実効性のある計画として、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員

今、部長から答弁を頂いたわけなんですけれども、令和元年度から始まった八街市子ども・子育て支援事業計画、この中では、貧困問題、これが一番最後のここの欄だけしかないわけですね。そういう意味では、本当に八街市は、子どもたちの貧困の状況をきちんと把握されているのかどうか。貧困の状況が7人に一人だというのは、今回、初めての発表じゃないわけですね。3年ごとにこれは国が調査しているわけなんですけれども、既に3年前には7人に一人は貧困ですよということが言われていて、その中で、こういった子育て支援事業が進められてきているわけで、今回、新たに作られたわけ。

この7人に一人の子ども、あるいはひとり親で約半数で貧困状態にある、こういった実態をきちんと把握されているのかどうか。どのように分析されているのか、お伺いしたいと思います。

○吉田市民部長

この子どもの貧困対策につきましては、大変広範囲に及ぶものということもございまして、国が示しております、この貧困対策に関します大綱のほうでも、先ほど議員がおっしゃられましたように、教育の支援、生活の支援、経済的支援、就労支援と、その4つの分野に分かれて、その方向性が示されているところでございますけれども、本市の子ども・子育て支援事業計画でも、先ほど申し上げました3つの基本方針に、それぞれ目標を掲げました84項目の施策を掲げております。

それぞれの84項目の施策につきましては、この大綱に示されております4分野の子どもの貧困対策に結びついてくるものでございまして、その各施策の推進が全ての子どもさんの健全な育ちを保障していくものだというふうに考えております。

なお、これらの子どもの貧困対策を含みます施策につきましては、市の関係機関だけではなくて、子どもさん方を社会全体で支えながら取り組むべき問題であると。そういった連携というものが大変重要になるという認識の中から、ご指摘にありましたとおり、最終項目に近い部分ではございますけれども、この計画の後段のほうに相談支援体制の機能充実と連携強化というタイトルの中で掲載をさせていただいたものでございます。

○丸山委員

ちょっと分からないんですけれども、八街市の子どもたちの貧困の状態をどのように把握されているのか、その辺について再度お伺いをしたいと思います。

○吉田市民部長

この計画の中の第3節にありますとおり、教育、保育の量の見込みと確保策という欄を掲げております。こういった中で、十分市の内情を検証をした中で、この結果については策定をしているところでございます。

○丸山委員

策定はされていますけれども、この中で、本当に何が必要か。先ほど連携、関係各機関との連携だということを言われたんですけども、連携だけでは貧困家庭を守れない。やっぱり経済的な支援というのが必要になってくると思うんです。だからそういう意味では、もう少し、今の子どもたちのご家庭の状況を把握されて、何が今必要なのか、そこに踏み込んで、この子ども・子育て支援事業を進めていっていただかなければならないのではないかと思います。

この子ども貧困対策の大綱、これは国のほうですね。学校は貧困対策のプラットフォームと位置づけているということなんですけれども、学校で果たす役割は本当に大きいと思います。それで、第2期は、ぜひこの学校と、また福祉、医療、全て結びつけて、この子ども・子育て支援事業の中身ある内容として、ぜひとも取り組んでいただきたい。既に大きな計画はできましたけれども、じゃあ具体的にはどうするのかということを常に見直しをし、八街の子どもたちが本当にお金で困ることのないような街づくりを進めていっていただきたい。このことを申し上げておきます。

次に、水道事業についてお伺いいたします。

先ほども、桜田議員から質問がございましたけれども、私も若干心配な点がございまして、質問させていただきます。

八街市水道事業ビジョンというのを作って、老朽管の改修、耐震化に向けて取り組んでいるわけですね。この水道事業ビジョンでは、石綿セメント管の管路更新を平成29年度から14年間で44.4キロメートル、年間で3.2キロメートルを実施する計画になっているわけです。初年度の計画から4年が経過したわけなんですけれども、何キロメートルの更新ができたのか、その辺について質問いたします。

○海保水道課長

石綿管の更新工事でございますが、平成29年度から令和元年度までの3年間で、761.17メートル、3か年平均で253.72メートルの敷設が終了しております。

○丸山委員

このビジョンの中では年間3.2キロメートル、その中のほんの僅か761メートルしか進んでいないということなんですけれども、これはもう少し取組を進めないと、本当に大変なことになるのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、何せ先立つものは、更新の工事費ですよ。これは年間、3.2キロメートルを更新していくにあたっては、2億8千万円が必要だとしているわけですね。今後、この確保への努力、また方針、どのようにお考えなのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○海保水道課長

更新工事につきましては、費用対効果を考慮しまして、優先順位をつけて実施しているところでございますが、今後もコスト縮減と、水道料金の未納対策、あとは、先ほど桜田議員よりご質問がございました営業対策費、あと、県からの補助金ですね、こちらのほうをお願いすることになるんですけれども、こちらを確保することで将来の更新工事の予算、財政基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

○丸山委員

その方向、方針は見えました。しかしながら、確実に確保していくための取組、これはどうなんでしょうか。これはこういう方向でいけば確保できるかなというのは分かったんですが、毎年きちんと確保していくための取組をどう進めようとされているのか。その辺はどうでしょうか。

○海保水道課長

やはり入ってくる予算が決まっております。大体収入が決まっておりますので、こちらをいかに貯めていくかというところで、当初予算において、歳入と歳出のバランスを考慮して、なるべく内部留保が増えるような方法を取っているところでございます。

また、本来であれば、投資と内部留保資金を活用してのアセットマネジメントもございしますが、現在の状況では、それほど投資に回すほどの内部留保資金がないものでございまして、現状としてはなかなか厳しいところであると考えております。

○丸山委員

水道事業ビジョンを打ち上げたものの、なかなかこれは実現は難しいよと。今の段階では、そう受け止めざるを得ないんですね。やはりこの辺については、せっかくビジョンを作って、これからの水道事業を進めていきたいという計画を持っているわけですから、これは国の補助事業を大いに活用するとか、今後ちょっと八ッ場ダムの問題にも入っていきますけれども、そういった中で、必ず財源確保への強力な取組が必要ではなかろうかと思います。

国・県に対して、老朽管の改修への補助事業というのは望めないのかと、その辺についてどうでしょう。

○海保水道課長

現状では、石綿管に対しての補助事業というのは、そういうメニューはないと聞いております。

○丸山委員

以前には、この老朽管に関して、補助事業がかなり率のいい補助事業があったわけですが、今はなくなってしまっているのが実態なんですね。しかし、これはないからと言って、本当に自前でやりきれるかといったら、なかなか難しいことです。

市長にお伺いいたしますが、こういった問題に関して、県下でもこういう老朽管を抱えた自治体が多いかと思うんですけれども、県に対しては、市長はこういった老朽管対策に関して、何か要求されているかどうか。その辺についていかがでしょうか。

○北村市長

実は、県ではないですけれども、国の市長会、それから千葉県市長会で、この老朽化した施設の更新、改良、再構築等につきましては、財政措置の拡充を図るということで全国市長会、千葉県市長会で、まずは決議しております。

また、いろいろな意味で、千葉県は実は水道につきましては、千葉県企業局に要望しなければいけないんですけれども、ほかの要望もございましたので、そういう面での補助金の要望はいつも要望しております。

○丸山委員

ぜひ、このせっかくある水道事業ビジョンの下に、老朽管の改修計画を進めていけるような取組をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、八ッ場ダム完成による影響と対応について、お伺いしたいと思います。

完成に伴う表流水の取水量の受入れについてなんですけれども、この3月に八ッ場ダムは完成いたしました。4月から利根川からの受水を25.6パーセント増やしているということなんです、本市への影響というのはないのかどうか、お伺いいたします。

○海保水道課長

受水量でございますが、今年度につきましては、昨年度同様5千900立方メートル、1日最大、こちらのほうで受水を行っておりまして、現段階においては、影響は受けておりませんが、今後、受水の状況等、このままずっとということにはならないと思いますが、現段階では、影響は出ておりません。

○丸山委員

これはもう関係する自治体が表流水を受け入れることによって、水道料金も引上げているところもあるわけですね。決して遠くない時期に八街市もこの水道料金引上げを検討しなければならないときが来るんじゃないかなというふうに思うわけなんです、その辺はまだ、今のやり方で対応できるのかどうか。あと、どのくらいの年数、今のやり方でできるのかどうか、その辺はどうでしょう。

○海保水道課長

当然、公営企業でございますので、独立採算制が基本でございます。しかしながら、現状の状態ですと、料金改定をすぐということとはなかなか難しいものではないかと考えております。

先ほども、お話をさせていただきましたが、まずは内部留保資金をなるべく貯めていって、将来に備える。また、本市の場合、印広水から受水しておりますので、印広水へは当然、受水費の値下げ、また県企業局へは印広水からも値下げをお願いしているところでございますので、その辺も含めて、なるべく市民の皆様に負担をかけないような方法を考えていきたいと思っております。

○丸山委員

今後、人口が減少する、さらに水の需要は少なくなる。こういった水余りが顕著になるわけなんですけれども、こういった下で、八ッ場ダムの水を受け入れなければならない。八ッ場ダムだけではなくて、霞ヶ浦導水、今工事中ですけれども、その水も引き受けなければいけないと。そうなったときに、地下水、八街の水と表流水との割合はどのようになっていくのか、その辺は分かりますか。

○海保水道課長

まず、霞ヶ浦導水につきましては、まだ具体的に国のほうからお示しされていないもので、何立米になるとか、その辺は全く確定していない状況でございます。取りあえず八ッ場までですと、最大水量がおよそ1日8千立方メートル、本市の割合でございますが、そのうちの

約9パーセントぐらいではないかと思われます。

ただ、この数字につきましても、確定ではなく、今後、水需要の状況によっては変更となる場合もあると考えております。

○丸山委員

9パーセント程度だということなのですが、これはよそから水を受け入れてくるわけですから、当然、水道料金への値上げの心配がされるのではないかと思いますけれども、やはり大変不安定な水道事業であるというふうに思います。

市民への本当に安価な水道料金にするために、私はいまだに霞ヶ浦導水の工事がどうなるか分からない。今、実際には十何パーセント程度しか進んでいないんですが、今後、いつ完成するか分からないというように、工事が難航しているわけなんですけれども、霞ヶ浦導水の水は頂かないと。その代わり、県水は現時点で日当たり19万立方メートル、水源の余裕があるわけですね。印旛広域水道がその一部を流用しても十分まだ水が余るぐらい、県水は水を持っているわけなんです。

完成の見通しのない霞ヶ浦導水からの受水計画はもうやめてしまって、県に対し、県水の水の供給を申入れしていくことが必要じゃないかなというふうに思いますが、その辺、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○北村市長

実は、先般、私たまたま印旛区域の管理者をしているもので、千葉県の当時、県営局長玉田浩一局長様に、水需要の減少、あるいは暫定井戸の削減等により、その経営環境は非常に厳しい状況がございます。受水単価の引下げを強く要望しているところでございますが、当組合の水道用水供給所の費用のうち、貴局への行政財産使用料及び業務委託料が6割超を占める状況でございます。

組合経費の削減だけでは限界がございます。そうした下に、行財政財産、行政財産使用料及び業務委託料について引下げをお願いに行ったところでございます。併せまして、ここへきて、森田知事に7市2町の首長連盟でこうした要望も行う予定でございます。

また、大変恐縮ですけれども、自由民主党移動政調会におきまして、私が自ら印旛広域水道の千葉県企業局に支払う行財政使用料及び業務委託料の引下げについて、要望をしております。

八街市を含む印旛地域7市2町の1企業の水道事業は、印旛広域から供給を受けていますが、印旛広域水道は自前で浄水場を保有していないことから、千葉県企業局から水道施設の使用許可を得て浄水処理業務を委託することで水道用水に調達しております。

このため、印旛広域水道料金調整基本料金には、自身の必要経費に加え、企業局へ支払う行財政使用料、財産使用料、浄水処理業務委託料も含まれることから、千葉県で2番目に高く、最も安価な事業体との比較で2倍以上高い料金になっております。

こうしたことの実情を踏まえまして、印旛広域水道の企業局へ払う行財政財産使用料、業務委託料の引下げを、こういった団体にも強く要望しております。こうした政党にも、私どもはしっかり引下げ要望をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山委員

県の企業局に委託している委託費というのは毎年約１７億円だということで、これは本当に印旛広域の自治体では、本当に耐えられない負担増になっているというふうに思います。もう既に市長が、そういう取組を積極的にされているという点では、大変安心いたしました。今後のハッ場ダムとの関連もあり、大変、市民も一体水道料金はどうなるんだろうかという心配をしております。ぜひ、引き続き、この水道料金がこれ以上高くない取組を引き続きしていただくのと同時に、あわせて、石綿管の老朽化問題、これも併せて、積極的に解消に向けての取組を進めていただくようお願いするものです。

以上です。

○山田委員長

以上で、丸山委員の質疑を終了します。

通告による総括質疑は、全て終了しました。

これで総括質疑を終了します。

会議中ですが、１０分間休憩いたします。再開後は、討論、採決を行います。

(休憩 午後 ２時２５分)

(再開 午後 ２時３４分)

○山田委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、討論を行います。討論は自席にてお願いいたします。

最初に、議案第８号、令和元年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山委員

それでは、議案第８号、令和元年度一般会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

昨年の台風１５号は、長期間にわたる大規模な停電、家屋・農業用ハウスの損壊、農作物への被害、続く２１号による大雨は、家屋への浸水、道路破損・冠水など、本市にも甚大な被害をもたらしました。市長は、対策本部をいち早く立ち上げ、その下で不眠不休の復旧にあたってくれた職員の皆さんに、心から敬意を表します。

令和元年度は、復旧・復興の最中に、新型コロナウイルス感染症の対策が求められ、慌ただしい年となり、予算執行は国との関わりで地方財政が大きくゆがめられた中でのものとなりました。

まず、１点目には、１０月からの消費税率の引上げです。

２０１４年４月に消費税８パーセント増税以降、家計消費は世帯当たり年２５万円も落ち込み、働く人の実質賃金も年平均１０万円も落ち込んでいます。増税前を見越した食料品の相次ぐ値上げなどで、消費者の購買心理も冷え込み、年金や生活保護費の削減、医療介護などの社会保障の連続改悪により、国民生活は疲弊し切っている中での引上げとなりました。

八街市も、この引上げに伴って、公共施設の使用料や家庭雑排水収集運搬手数料、上下水道

料金に引上げ分を転嫁し、市民生活と市民活動の抑制を一層進めたことは、住民の福祉増進に反することであり、認めることはできません。

消費税法第60条第6項の規定から、一般会計で扱う公共料金分は、納税額が発生せず、国への納税義務はありません。市は消費税法の特別措置により、納税事業者ではありません。一般会計に入る市民から預かった消費税は全て市の収入となります。また、地方自治体の消費税増税によって増えた経費分は、地方交付税によって手当てされることになっており、消費税増税を機に、消費税を市民に転嫁する必要は全くありませんでした。国の言いなりにならず、住民の福祉と暮らしを守る地方自治体としての役割を発揮させることが必要です。

消費税率引上げで、国民には5兆7千億円もの負担を押しつける一方で、消費の落ち込みを回復するための景気対策として、複数税率の導入や、期限付きのキャッシュレス決済時のポイント還元、プレミアム付商品券の発行、プレミアム付自治体ポイント事業などの対策を実施しましたが、増税の痛みを回避することはできません。

本市のプレミアム付商品券の申請率は34.59パーセント、消費に与える影響の緩和には到底追いついてはおりません。消費税は、もともと低所得者ほど負担の重い、逆進性のある税制です。新型コロナウイルスの感染により地域経済、市民生活は一層冷え込んでいます。今、消費税を減税することこそ、経済を元に戻す早道であり、国に減税を求めるべきです。

2点目には、地方交付税の問題です。

令和元年度の地方交付税は、前年度比11.78パーセント増の40億5千800万円となり、臨時対策債と合わせると48億円、3億3千万円の増となりましたが、このうち約4億円は特別交付税ですから、実質44億円となりました。

地方交付税の代替措置である臨時対策債は、平成28年度より縮減しており、地方財政の健全化に向けた第一歩ですが、この間の市債の約6割は臨債が占めています。令和元年度の臨時対策債の償還金は約10億円となり、地方交付税の約4分の1が充てられたこととなります。このことは、経常収支比率を上げる一因にもなっています。解消のためには、地方交付税の法定率の引上げを国に強く求めていくことが必要です。

同時に、総務省が平成28年度から導入したトップランナー方式による地方交付税の算定では、総額2億2千万円もの削減となり、市財政を大きくゆがめてきました。国に対し、地方の財源を保障するとともに、自治体間の財政調整機能を果たすという本来の地方交付税の在り方を求めていくことが必要です。

3点目には、地方創生事業と市の事業の問題です。

平成27年度、安倍政権が突如として人口減少や地域経済の対策として打ち出した地方創生事業は、令和元年度で第1期が終了しましたが、東京一極集中が是正されて、地方が元気になるところか、人口減少と地域の疲弊をますます加速させるものとなっています。

八街市の人口はこの5年間に約3千300人減少し、7万人を切っています。「まち・ひと・しごと地方創生事業」の令和元年度の八街市への交付金は66万9千円にとどまり、活用できない状況が続いています。

事業費の配分について、成果指標によるものではなく、必要による配分こそが地方自治体の

活力につながります。第2次地方創生関連交付金については、地方自治体の自主性を保障し、全ての自治体を支援する使い勝手のよい制度に改めるよう、引き続き国に求めることが必要です。

本市の地域再生・活性化に必要なのは、安定した雇用と社会保障こそが人口減少に対する最大の歯止めです。市の基幹産業である農林水産業の6次産業化、さらに流通・販売、中小企業と小規模事業者の振興、地域おこし、住宅や商店のリフォーム助成制度への一層の支援、自然・再生可能エネルギーの地産地消など、地方自治体に取り組む真の地域活性化に取り組むことを求めます。

4点目には、マイナンバーカードについてです。

政府は、何としても国民にマイナンバーカードを普及させて、カードの一元化を図ろうと強力に推進しています。消費税増税対策のために、キャッシュレス決済のポイント還元、マイナポイントの導入、2021年3月からは、カードを健康保険証として利用できるようになるなど、カードの取得率を引き上げようと躍起になっています。市は安易に同調することなく、マイナンバーカードはあくまでも任意であるということをしっかり受け止めた事務を進めるべきであります。

この間のマイナンバーカードへの経費は、1億6千万円の国費、市費が投入されてきました。個人情報情報の漏えいやカードの紛失、盗難への危惧など、国民の不安を置き去りにしたまま、マイナンバーカードの普及を進めようということ自体問題であり、厳しく指摘いたします。

国政に絡み、大きな問題の5点目には、水余りが指摘されているのにもかかわらず、国が強引に進めて来た八ッ場ダムの問題です。

令和元年度の八ッ場ダム建設への出資金は約750万円。この間の出資金総額は2億5千100万円となり、市民の大切な税金が投入されてきました。計画から68年、今年4月1日の運用開始となりましたが、今後、人口減少で水需要はさらに減り、水余りがもっと顕著になると予想されます。

これから、市の井戸は廃止となり、八ッ場ダムだけではなく、霞ヶ浦導水の水を買わされることとなり、水道料金への影響が心配されます。霞ヶ浦導水事業は難航し計画どおりには進んでいません。この事業は中止し、今ある県水の余剰水の活用、国・県への補助金を要求し、市民の命の水を低廉な価格で提供する取組を求めます。

市政運営で指摘する問題は、市財政の柱、市税収アップの取組についてです。

平成31年度予算編成にあたり、「税負担の公平性の観点から課税客体的な捕捉や債権確保に努め、さらなる収納率の向上に注力する」と方針を出しました。滞納整理への取組を強め、差押え762件を実施していますが、中でも預貯金、給与は全体の75.7パーセントを占め、学資保険まで差押えの対象としています。子育て真っただ中の世帯や、給与の差押え額を少なくしてほしいと訴える滞納者への容赦ない対応がされています。こうした世帯の暮らしは一層悪化し、借金を重ねる生活に陥っています。親身な生活再建計画の中で滞納整理を進めるべきです。

一方、市税収全体の4割を占める固定資産税の中の償却資産への適正かつ公平な課税への取

組は進んでいません。納税者の自発的で適正な申告義務を促すための制度や関係法令の周知努力、納税環境の整備を進めることが必要です。

今、八街市に求められているのは、市民誰も取り残さない市政運営、弱者が大切にされる街づくりです。社会的に弱い立場の市民を置き去りにしている市政運営であってはなりません。

まずは、市営住宅の問題です。

滞納する市民への市営住宅への入居拒否をやめ、住民サービスに徹することを求めます。公営住宅はセーフティーネットとしての役割があり、希望する市民の誰もが利用できるよう住宅提供をすべきです。

また、高齢者が多く住む笹引、交進、朝陽団地は、老朽化が進み、笹引は建設から56年、交進団地は53年となり、住環境は劣悪な状況となっています。公営住宅法は「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備する」としてありますが、耐用年数をはるかに超えた危険な住宅に市民を住まわせること自体、問題です。台風、地震、災害から入居者を守る市営住宅の整備は喫緊の課題です。高齢化が進む中で低廉、低層の高齢者住宅の建設を求めます。

2点目には、敬老会事業についてです。

2年続けての中止となりましたが、年々参加者が減り、参加率は2割程度となっています。元気で会場に行ける一部の高齢者だけを祝う事業となっており、「全ての高齢者を祝う内容にすべき」との声が上がっています。75歳以上の高齢者7千400人に1人1千円の気持ちのこもった記念品を手渡す事業に切り替えても、令和元年度の予算計上分で十分対応できます。75歳以上の全ての方を対象にした事業への見直しを求めます。

3点目に、市民の暮らしを支える新たなタクシーの導入が求められています。

現在の高齢者外出支援タクシー利用助成事業は、対象市民に500円の利用券を配付しているから、平等な対応をしていると説明していますが、申請率は僅か12.47パーセントにとどまっています。市街地から離れた北部地域や南部地域の市民からの、「高くて使えない」との地域差、市民がこのままでは生活できないという切実な声、悲鳴に、いかに応えるのか。交通不便地域の市民を置き去りにするような市政は許されません。市長の政治姿勢が問われます。市内どこの地域に住んでいても、安心して暮らせる地方自治体の役割をしっかりと果たしていくことを求めます。

4点目に、次代を担う子どもたちの問題で、子どもの貧困への取組です。

厚生労働省が7月に発表した子どもたちの貧困率は、子ども7人に1人、ひとり親世帯では約半数が貧困状態にあり、3年前の前回調査から改善は見られず、児童のいる世帯の60.4パーセントが「生活が苦しい」となっています。

平成26年に成立した「子どもの貧困対策法」は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもたちに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を推進のために、地方公共団体は当該地域の状況に応じた施策を策定することを求めました。また、昨年見直された子どもの貧困の解消とともに、貧困状況にある子どものみならず、全ての子どもたちが心身ともに健やかに成長できるための取組を求めています。

しかし、本市の子ども・子育て支援事業には、子どもの貧困対策の充実は掲げていますが、この5年間も、今後5年間の計画でも、どれだけの事業を進め、貧困対策を進めるかの具体的な取組は示されていません。貧困対策の取組の中で、就学援助制度は大きな役割を果たしています。

しかし、本市の就学援助の受給率は、全国平均の15.1パーセントに届かないという状況が長年続いており、その積極的な取組が必要です。教育費の中で一番負担が大きい給食費の無償化は、一番の子育て支援策であり、子どもたちの健全な発達に寄与するものであり、少子化、子どもの貧困問題への、手厚い支援につながります。全ての児童・生徒に対する給食費の無償化の導入を計画的に進めることを検討すべきです。

令和元年度の給食費の収納未納額は、前年度より200万円減となったものの、6千100万円となっており、滞納児童・生徒は増加しています。給食費の滞納をいつまでも放置すべきではありません。就学援助制度では、給食費が実費支給となっていますが、当面、給食費に限り、就学援助の対象世帯収入を引き上げ、無料化の対象者を拡充することを求めます。

子どもの貧困対策は、義務教育だけではありません。大学生等に対する市独自の奨学金制度の創設が待たれています。新型コロナウイルス感染症拡大の中で、大学生、専門学校生の学びが困難になっています。親の収入の激減や、学生自身のアルバイトができなくなっており、高等教育無償化プロジェクトF R E Eの調査では、回答者の5人に1人が退学を検討していることを明らかにしています。今、抜本的な公的支援を行わなければ、学び続けることを諦める学生が大量に生まれる事態です。学生の教育を受ける機会の均等を図り、また貧困の連鎖を断ち切るためにも市独自の給付型奨学金制度を求めます。

最後に、15億円の不用額についてです。

地方自治体の会計は、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってそれに充てる」という会計年度独立の原則があります。今回は繰越しが多くあったわけですが、市民の納めた税金は、その年度内で市民サービス、福祉の充実に活用すべきです。

例えば、一区50号線は延長約200メートルの拡幅事業を始めてから5年目が経過しています。時間をかけなければならないほど、工事は難航しているわけではありません。令和元年度の土木費は1億2千万円を不用額としました。しかし、この不用額は、一旦、減額補正をし、市民の安全、利便性を図るために、一日も早い道路の完成に向けた取組をすべきではなかったでしょうか。

以上のことを踏まえ、2021年度予算にしっかりと反映できるよう求め、反対討論といたします。

○山田委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○山口委員

議案第8号、令和元年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

昨年度を振り返りますと、まず思い浮かぶのが、台風15号による暴風雨など、かつて経験

したことの無い自然の猛威に甚大な被害を受けた年でありました。地域によっては、1週間以上も続く大規模な停電となったことから、市民の皆様は心身ともに大きなダメージを負いながらの生活に困惑したことであらうと思います。

さらには、自宅などの生活基盤によりやく復旧の兆しが見え始めた矢先、年始からは、新型コロナウイルス感染症の猛威におびえながら、経済活動や日常生活を自粛しなければならない変則的な状況となり、本市に限らず、財政運営の在り方も分岐点を迎えているところであると考えさせられました。

そして、予定されていた行事や大会の中止、延期を余儀なくされました。中でも、9月に開催予定であった落花生まつりは台風の影響で、10月に開催予定であった小出義雄杯八街落花生マラソン大会は大雨の影響で中止となり、今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響で、2年連続の開催見送りとなってしまい、残念の一言に尽きます。

昨年の台風のように、想像を絶する甚大な被害が出た状況においても、市の施設はもとより、被災した住宅の屋根や外壁などの修繕工事に対しての被災住宅修繕緊急支援事業により、市の基幹産業である農業用パイプハウスなどの再建に対しては、被災農業施設等復旧支援事業により、厳しい財政状況でありながら、手厚い支援を迅速に対応されたことは、大いに評価できるものであります。

また、万が一の災害に備えた避難場所の整備として、防災備蓄倉庫の設置2か所、発電機やLED投光器、非常食の備蓄など、日頃からの防災対策にも、対応していただいております。引き続き、市民の生命と財産を守るために、しっかりとした防災対策、手厚い災害対応に、より一層取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

このような自然災害を引き起こす1つの要因としては、地球温暖化が挙げられますが、ここ数年は、夏の気温も上昇し、エアコンは現代生活に欠かすことのできない必需品となってきております。

子どもたちの学校生活では、令和元年度までに、小・中学校のエアコン整備が全て完了し、教育環境の充実を図れたことは、大変喜ばしい出来事でありました。エアコン整備を当初計画より2年も前倒しできたことは、今年度のコロナ禍での変則的な授業形態にとっても、有意義な決断であったと感じております。

子どもたちや高齢者のための施設整備としては、朝陽小学校の余裕教室を活用した児童クラブの開設、川上小学校及び朝陽小学校に、放課後子ども教室が開設されました。児童クラブや放課後子ども教室の設置は、子どもたちが小学校に入学すると、親がこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となる、いわゆる「小1の壁」を打破することにもつながり、さらに、学校内へ設置することで、移動せずに過ごせることは、子どもたちの放課後の安全確保に役立っております。

また、児童館建設及び老人福祉センター改修のための実施設計業務が完了いたしました。子どもの頃は、異年齢の子どもたちと触れ合うことにより、様々な体験を繰り返しながら、人として成長していくものであると思います。老人福祉センターは、老朽化に伴う改修とともに、福祉避難所としての機能も備えるため、バリアフリー設計となっており、利便性の向上

が期待できます。現在、両施設とも着々と工事が進んでおり、完成が待ち遠しいものであります。

公共施設の耐震化につきましては、全国的な課題となっておりますが、耐震強度不足であった第2庁舎が解体されました。当面の跡地利用は、来庁者用の駐車場として整備されましたが、将来的には、庁舎の配置や機能性、また、コロナ禍において提唱されている「新しい生活様式」にも注視し、第2庁舎跡地の有効活用を考えていただきたいと思います。

将来につながる施策としては、八街市総合計画2015に掲げる将来像「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」を具現化する指針として新たに策定された八街市行財政改革プランを拝見いたしますと、「人・組織の改革」、「資産・経営の改革」、「市民協働・情報化の推進」の基本方針を基に8つの策を掲げ、具体的な行動計画が示されており、達成に向けてスピード感を持った着実な取組を要望いたします。

さらに、新たな試みとして、八街市と千葉工業大学が、情報共有の促進や意思決定の迅速化などを図るために、包括的な連携に関し協定を締結し、街づくりや地域経済活性化などについて、ICTを活用することとなっており、地域社会の進展と人材の育成に力を入れております。

その他にも、くらしの便利帳及び市勢要覧の発行、南部老人憩いの家の空調設備の整備、風しん抗体検査の拡充、子育て世代包括支援センターの開設準備、農業後継者対策の推進、道路環境の整備、やちまたドラマフェスティバルの開催、やちまたイングリッシュキャンプの実施など、市民ニーズに合わせ、バランスの取れた各種事業を展開しております。

こうした積極的な市政運営を行っておりますが、本市の財政力は決して盤石とは言えません。しかしながら、人口が減少しているにもかかわらず、市税は、収入額、収入率ともに上昇しており、約1億5千万円の増収、やちまた応援寄附金につきましても、前年度と比較し、災害支援寄附の約1千700万円を含みながらも、約3千400万円の増収となっております。

財政指標に関しましては、経常収支比率は前期同率、財政力指数は、依然として低い水準ではあるものの、3か年平均では、ここ数年、上昇を続けております。

また、財政の健全性で、その指標の一部となる財政調整基金の残高は、前年度比で約3億4千300万円減少したものの、収束が見えない災害復旧、復興などに伴い、繰入額がかさんだことであると想像できます。

一方、令和元年度末時点での起債残高は、2期連続で前年度より増額となっておりますが、これも小・中学校の空調設備整備によるもので、国の補助を活用するがゆえの前倒しが大きく影響していると判断しております。

このように、現時点でできる市民サービスの充実を図りつつ、十分ではないにしても財政健全化を確保できたことを評価させていただくとともに、オール八街で一丸となって、このコロナ禍の難局を乗り越え、ますますの改善、進展を期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○山田委員長

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

次に、議案第9号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第9号、八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論をいたします。

国保税の収納率は、この間上がっているものの、令和元年度現年度分は88.38パーセント、過去分との合計では60.09パーセントです。県下最低クラスです。不納欠損額は前年度比約786万1千円、収入未済額は約1億8千517万3千円の減額となっています。

しかし、平成30年度は、前年度比、不納欠損額は約3千840万5千円、収入未済額は2億205万3千円の減額です。平成29年度の不納欠損額は約2千595万4千円、収入未済額は約2億2千445万4千円の減額であったことと比較しますと、令和元年度の減額は顕著に減っています。消費税増税、減収等により生活が厳しくなる中で、徴収強化をすることに無理があると思います。

資格証明書はこの間200世帯以上に交付しています。また、保険証の滞留世帯は令和元年度246世帯でした。全世帯に対し、正規の保険証を交付するよう求めます。所得0円から200万円未満の滞納世帯は59.7パーセントを占めており、払いたくても払い切れない状況が長年続いております。恒常的低所得者に対する国保税減免実施を強く求めます。

後期高齢者支援金等分は、国保加入世帯が減っているにもかかわらず、前年度比約1千544万8千円増加の約6億630万4千円です。75歳以上の人が増えれば、それに比例して、支援金等分を増やせば国保税に反映され、今でも高過ぎる国保税引上げにつながり、滞納者を増やします。国・県の補助金を増やすよう要求すべきです。

保険事業については、人間ドックへの助成は評価できますが、体や心の健康増進、病気予防に対し、もっと積極的な施策が必要だと思います。喫煙や飲酒、パチンコなど依存症に関わる問題について、各年代において、注意喚起、啓蒙等を求めます。誰もが安心して病院にかかれるようにするために、全国市長会も要求している1兆円の公費負担の実施により、均等割を廃止し、国保税を協会けんぽ並みに引き下げを求めます。

以上の理由から議案第9号に反対いたします。

○山田委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○栗林委員

議案第9号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本市の国民健康保険は、人口減少及び少子高齢化の進行により、被保険者は減少傾向にあり、

また、制度の支え手である現役世代の被保険者も減少しております。国保運営の根幹である保険税は減少傾向にあります。一方、加入者の高齢化により、医療費の上昇は続いており、国保運営は財政的に厳しい状況に置かれています。

こうした中、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体として、持続可能な財政運営の実現に向け、中心的な役割を担うことになり、本市の国保財政は、平成30年度に続き、令和元年度も、一般会計からの法定外の繰入れをしない財政運営を実現しております。

歳入では、保険税の収納において、被保険者の減少により、保険税収は減少する中、口座振替納付の利用促進、広報誌への掲載、各種啓発活動、ペイジー口座振替受付サービスを開始するなどの納税しやすい環境を整えたことにより、現年度課税分の収納率は、前年度比で0.86パーセントの増となり、上昇の傾向が見られます。収納率向上に努められた成果であると考えます。

歳出については、ここ数年、被保険者が減少傾向にあることも起因し、保険給付費総体は減少傾向にあります。高齢化の進行や高度医療の普及に伴い、全国的にも一人当たりの医療費は増加している中で、継続的な保健事業の推進により、健康への意識啓発が図られ、特定健康診査、人間ドック等の受診率は年々向上しています。被保険者の健康増進に向けた取組の成果であると思われます。

国民健康保険は、被保険者である市民の皆様の健康を守るという重要な役割を担う制度であります。今後も、県と共同して、国民健康保険事業の運営にあたり、保健事業の充実、医療費の適正化、保険税収納率の向上に積極的に取り組んでいただくことを要望しまして、賛成討論といたします。

○山田委員長

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

次に、議案第10号、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案10号、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に反対討論をいたします。

制度創設に対する国民多数の反対を押し切って、平成20年に制度が創設されましたが、制度創設2年後の平成22年には、不納欠損件数284件でした。いかに過酷な制度か分かります。催告書や督促状を送付するなど、徴収強化に努め、4年間、不納欠損件数が100件以下でしたが、平成28年以降は100件を超えています。令和元年度は、催告書など合計2千765通送付しているものの、不納欠損件数は2番目に多い216件でした。不納欠損

額は前年度比約 2 5 4 万 2 千円増加の約 7 0 4 万 2 千円と、制度発足以来、最高となりました。

令和元年度は、介護保険の低所得者の保険料を軽減する一方、後期高齢者医療保険の低所得者に適用されている保険料の軽減特例が 9 割から 8 割に縮小され、保険料が 4 千 1 0 0 円も引き上げられる中で、収納率は前年度比で僅かに上がりました。しかし、前年度の収納率は制度開始以来、最も低い 9 5 . 6 3 パーセントでした。

また、令和元年度の収納率は、平成 2 4 年度と並んで 2 番目に低い、9 5 . 7 0 パーセント。県下最低クラスです。次年度は制度廃止により、さらに 4 千 1 0 0 円の負担増となり、払いたくても払えない状況が広がることが懸念されます。

2 つの制度の保険料は、一方は引下げ、一方は同額程度を引き上げるような方法は、1 人の人が支払う保険料の額に大差はなく、保険料滞納の解決にはなりません。

八街市は、保険料滞納者に交付される短期保険者証を、平成 2 5 年 8 月から中止しました。このような高齢者の医療、暮らしを守る施策こそが必要であり、滞納せざるを得ない低所得者に対し、生活状況を聞き取り、生活保護等につなげるよう求めます。

7 5 歳以上を別枠の医療保険に囲い込み、負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度は、うば捨て山だと怒りの世論が広がり、制度導入時に保険料軽減の特例措置を設けざるを得ませんでした。消費税を引き上げる一方、年金引下げ等で生活が厳しくなっている高齢者の健康、暮らしを守るためにこの制度は廃止するしかありません。

以上の理由から、議案第 1 5 号に反対をいたします。（発言する者あり）

○山田委員長

1 0 号。

○京増委員

1 0 号。（発言する者あり）

○山田委員長

発言訂正をしてください。

○京増委員

1 0 号に反対をいたします。すみません。1 0 号と言ったつもりでした。

○山田委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○小澤委員

議案 1 0 号、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、原則 7 5 歳以上の方を対象に、安心して医療を受けることができるよう、平成 2 0 年度から創設された医療保険制度であります。

高齢化が進み、被保険者や医療費が増加する中、保険料の軽減措置が講じられるなど、着実に制度が定着し、成果が上がってきていると思います。

令和元年度は、保険料軽減特例の見直しが行われ、段階的に縮小されていきますが、社会保

障充実策として、介護保険料軽減や年金生活者支援給付金の支給等の対策が講じられています。

八街市の後期高齢者医療保険における被保険者は、令和2年3月末で8千809人、前年度比で193人、2.24パーセントの増加で、八街市の総人口6万9千169人の12.74パーセントにあたり、市全体の人口が減少する中、増加を続けています。

広域連合へ納付した保険料等負担金も6億2千901万1千651円で、前年度比で7.06パーセント増加しています。

その一方で、滞納繰越分を含めた保険料収納率は95.70パーセントと、昨年より0.06ポイント増加しておりますが、県内ではワースト2位という状況であり、収納率向上は喫緊の課題であります。

このような中でも、後期高齢者医療制度は、都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、ますます増加が予想される高齢者の医療費に対し、広域化による財政基盤の強化が図られ、安定的な制度運営が継続されていくものと思っています。

今後も千葉県や広域連合と連携を図りながら、被保険者である高齢者の方々にご理解を頂き、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層努力を頂くよう要望し、賛成討論といたします。

○山田委員長

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

次に、議案第11号、令和元年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第11号、令和元年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算に反対討論をいたします。

令和元年度の保険料収納率は90.23パーセントと、前年度と比べると0.51ポイント上がったものの、県下最下位クラスが続いています。不納欠損額は約467万5千円、収入未済額は2千118万9千円増加しました。普通徴収者が最も多く、滞納割合も高い保険料第1段階では、保険料基準額が4千700円引き下げられ、元年度の滞納割合は、前年度比3.16パーセント減って19.0パーセントとなり、保険料引下げの効果が表れています。第1段階に対しては、来年度も同額の引下げが行われます。誰もが払える介護保険料を設定していくことが大切です。令和元年度に7人に適用された滞納によるサービス制限は、なくすべきです。

保険給付については、高齢化を反映し、増加しています。しかし、市民の経済状況から必要なサービスを抑制せざるを得ない状況は、平成12年に制度創設以来の問題です。例外はありますが、3年ごとの制度見直しのたびに、保険料の値上げと制度改悪が進められ、自己負

担の限度額があっても、1割から3割の自己負担が重く、必要なサービスを諦める状況が続いています。「保険あって介護なし」と言われる状況を改め、必要な人が安心して介護を受けられる制度にする必要があります。

特養ホームについては、市内全体の特養ホームの定員は増えているものの、令和元年度の待機者は74人です。早期の解消が必要です。併せて、要介護1、2の方々の待機の解消を求めます。介護予防のショートステイの充実も必要です。

最後に、次期第8期制度において、介護保険料の引上げをせず、要介護1、2を制度から外すなどの制度改悪に反対し、制度の充実、利用料については、収入や生活実態に合った金額にするなど、介護を必要とする人も家族も、安心できる制度にするよう、国に意見を上げることが求め、議案第11号に反対をいたします。

○山田委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○小川委員

私は、議案第11号、令和元年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和元年度末における本市の65歳以上の高齢者人口は2万853人であり、また、要介護、要支援者認定者は2千785人であります。制度開始の平成12年度当初と比較いたしますと、高齢者人口はおよそ2.3倍に、要介護、要支援認定者はおよそ3.3倍の増加傾向にあり、高齢化社会が急速に進展する上で、いわゆる団塊の世代が、令和7年、2025年には75歳以上の後期高齢化を迎える状況であり、今後、ますます介護保険制度が老後を支える制度として、定着かつ拡充が求められているところと思います。

令和元年度は、第7期高齢者福祉計画、2018年から2020年度、介護保険事業計画を一体化して策定しており、この計画の2か年目を迎えるところでございますが、この計画の中において、「健康と思いやりにあふれる街」を実践するという基本理念を掲げており、6つの基本目標を柱にしている計画ですが、その1つとして、介護保険サービスの充実では、本年4月に、八街北中学校区において、特別養護老人ホーム1施設90床を開所されました。介護施設の充実が図られているところであります。

続きまして、生涯にわたる健康づくりの推進においては、介護を要する状態にならないよう、介護予防運動教室等を開催し、健康教育の充実と介護予防の普及啓発を図っております。

また、高齢者が安心して暮らすことができる街づくりにおいては、市の広報誌やホームページ、メール配信に加え、保健推進委員の充実、地域の民生委員を通じて必要な情報提供が行われていると同時に、見守りが必要な高齢者や災害時に援助を要する高齢者の情報提供等を行い、きめ細やかな情報交換が交わされています。民生委員、担当職員のご労苦が伺われるところでございます。

また、介護給付費については、第7期2か年目において、給付費の見込みに大きな乖離はないと聞いており、堅実な介護保険運営をされているのではないかと感じているところでございます。介護保険財政の健全性、持続性の確保に十分努力されていると思われます。

今後も、平成30年3月に策定された第7期高齢者福祉計画介護保険事業計画に基づいて、本市の実情を踏まえた高齢者福祉の拡充、介護保険財政の健全性、持続性の確保を要望いたしまして、令和元年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

○山田委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

次に、議案第12号、令和元年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

次に、議案第13号、令和元年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第8号、令和元年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○山田委員長

起立多数です。議案第8号は認定されました。

次に、議案第9号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○山田委員長

起立多数です。議案第9号は認定されました。

次に、議案第10号、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○山田委員長

起立多数です。議案第10号は認定されました。

次に、議案第11号、令和元年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採

決します。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○山田委員長

起立多数です。議案第11号は認定されました。

次に、議案第12号、令和元年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○山田委員長

起立全員です。議案第12号は認定されました。

次に、議案第13号、令和元年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

この議案は原案可決及び認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○山田委員長

起立全員です。議案第13号は原案可決及び認定されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

決算審査特別委員会を閉会します。

議会改革特別委員会委員長より連絡がございます。

○山口委員

皆様、慎重審議、大変お疲れさまでございました。

まずは、2点、ご連絡がございます。

まず1点目は、各今決算におきまして、各常任委員会ごとに勉強会等を行っていただきましたが、各委員会ごとに総括もぜひとも行っていただき、反省をしていただきたいというふうに思います。

2点目には、今お配りいたしました決算審査特別委員会の意見書というのを上げていただきたいというふうに思います。これは会派で取りまとめていただきまして、10月16日金曜日までに議会事務局に提出していただきますように、お願いをいたします。

最後に、議会改革特別委員の皆様申し上げます。決算終了後、すぐに議会改革特別委員会本委員会を開催いたしますので、関係する委員の方は第2会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山田委員長

4日間にわたり、大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 3時33分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会新年度決算審査特別委員長

八街市議会新年度決算審査特別委員

八街市議会新年度決算審査特別委員